

## MHM Asian Legal Insights

第 166 号 (2024 年 8 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. インドネシア : [P2P レンディングに関する OJK 規則の改正案](#)
2. タイ : [タイにおける AI 規制の動向](#)
3. マレーシア : [ソーシャルメディア事業・インターネットメッセージサービス事業に対する新しいライセンスの導入](#)
4. フィリピン : [再生可能エネルギー事業に関する改正ガイドラインの公表](#)
5. ミャンマー : [①国家緊急事態宣言の再度の延長](#)  
[②国家委員会による追加手当支給額の引き上げ](#)
6. シンガポール : [シンガポールにおける食料政策](#)

### 今月のコラム [—神々の島・バリ島—](#)

## はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 166 号 (2024 年 8 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

### 1. インドネシア：P2P レンディングに関する OJK 規則の改正案

P2P レンディングとは、オンラインプラットフォームを通じて、貸付人と借入人をマッチングし、資金需要のある借入人に対して、貸付人が融資を行うサービスであり、銀行口座を保有しない国民が多いインドネシアにおいて、スマートフォンの普及を背景に急速に普及しています。

P2P レンディングはインドネシアの金融庁である OJK の規則 2022 年 10 号 (「OJK 規則 2022 年 10 号」) により規制されています。現在、OJK は OJK 規則 2022 年 10 号の改正を検討しており、その改正案 (「本改正案」) が公表されました。そこで、本レターでは、本改正案のうち重要と思われる事項を紹介します。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) 借入上限額の引き上げ

OJK 規則 2022 年 10 号において、ある P2P プラットフォームを通じて借入人 1 人／社が貸付人から借り入れることが可能な借入上限額は 20 億インドネシアルピア（約 1,880 万円）に制限されています。本改正案では、より多くの借入が必要と考えられる、製品やサービスの生産に関する事業向けの融資（Productive Lending）の上限を 50 億インドネシアルピア（約 4,700 万円）へ引き上げることが提案されています。他方で、事業目的ではなく、消費目的での融資（Consumptive Lending）の上限は、OJK 規則 2022 年 10 号同様、20 億インドネシアルピアに据え置かれています。

### (2) P2P オペレーターの株主の変更・ロックアップ期間制限

OJK 規則 2022 年 10 号において、P2P レンディングサービス事業者（P2P レンディングプラットフォームのサービス提供者：「P2P オペレーター」）が非公開会社（非上場会社を含む）である場合は、間接的な株主変更も含めて、全ての株主の変更（Change of Ownership）について OJK の承認が必要とされていました。これに対して、本改正案においては、OJK 承認が必要な株主の変更は直接の株主変更のみとされ、間接的な株主変更は OJK への報告で足りるとされています。

また、OJK 規則 2022 年 10 号において、OJK から P2P プラットフォーム運営事業のライセンスを取得した後 3 年以内の、P2P オペレーターの新株主の追加及び支配株主の変更が禁じられています（ロックアップ期間制限）。しかし、このロックアップ期間制限は P2P オペレーターの事業成長のためのエクイティでの資金調達を制限するという実務上の問題を生じさせています。これに対処するため、本改正案においては、（一切の株主の追加を対象とするのではなく）支配株主の変更のみをロックアップ期間制限の対象とする内容への変更が提案されています。

### (3) P2P オペレーターの財務要件・AML/CFT コンプライアンスの強化

OJK 規則 2022 年 10 号において要求されている純資産維持等の要件に加えて、本改正案では、P2P オペレーターについて、財務健全性を確保するための包括的なリスクマネジメントの義務付けや流動性比率（Liquidity Ratio）等の新しい財務要件の導入が提案されています。また、本改正案においては、不正対策・マネーロンダリング防止・テロ資金供与対策・大量破壊兵器拡散防止（AML/CFT）に関するコンプライアンスルールの導入・実施が新しく P2P オペレーターの義務として提案されています。

借入上限額の引き上げについては、中小零細企業が事業成長資金のために P2P レンディングを活用した借入を行いやすくするための改正であり、株主変更・ロック

## MHM Asian Legal Insights

アップ期間制限の緩和についても、OJK 規則 2022 年 10 号における法令上・実務上の問題点を解消するものであり、歓迎すべき改正といえます。他方で、P2P オペレーターの財務要件・AML/CFT コンプライアンスの強化は、インドネシアにおいて、P2P レンディングが他のファイナンス業（銀行・保険・マルチファイナンス業）と同様、確立された金融サービスとして受けとめられつつある傾向の現れともいえます。

本改正案が実現した場合、実務に与える影響も相当にあると思われるため、今後も改正に関する議論の状況を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第 68 号（2017 年 2 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00026571/20170221-040651.pdf>

本レター第 141 号（2022 年 8 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065313/20220822-102318.pdf>

本レター第 158 号（2023 年 12 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069533/20231220-120023.pdf>

弁護士 竹内 哲

☎ +65-6593-9755（シンガポール）

✉ [tetsu.takeuchi@mhm-global.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhm-global.com)

弁護士 大林 尚人

☎ 03-6212-8305（東京）

✉ [naoto.obayashi@mhm-global.com](mailto:naoto.obayashi@mhm-global.com)

## 2. タイ：タイにおける AI 規制の動向

2024 年 3 月、EU 議会では、人工知能（「AI」）を規制する枠組みとして、世界初の AI 規制法案（「EU AI 規制法案」）が可決されました。タイにおいても、2022 年以降、関係機関により、様々な AI 倫理ガイドラインが導入されているほか、ここ数年は、EU AI 規制法案を参考に、AI 規制の法整備の準備が進められています。以下では、現在検討が進められている 2 つの法案について、概説します。

### (1) AI 利用業務に関する勅令案

デジタル経済社会委員会事務局（Office of the National Digital Economy and Society Commission）が発案した、AI 利用業務の実施に関する勅令案（Draft Royal Decree on Business Operations that Use Artificial Intelligence Systems : 「本勅令案」）は、EU AI 規制法案と同様、AI につき、リスクベースアプローチを用いて分類し、規制の内容を区別しています。2022 年 10 月のパブリックヒアリング時点での本勅令案における AI の分類及び規制の概要は、以下のとおりです。

## MHM Asian Legal Insights

### (a) 禁止 AI

本勅令案は、人の行動に影響を与え又は変化させることを意図する活動を含む AI システムを、禁止 AI として定めています（例えば、公共の空間においてリアルタイムに顔認証等の遠隔生体認証を行うシステムは、人々の行動を監視することを可能にし、自由な行動を制限しうることから、禁止 AI として掲げられています。）。禁止 AI は、市場への導入が禁止されます。例外的に、禁止 AI の使用が特定の規制機関の法令に合致する場合や関連当局の許可を得た場合等は、禁止 AI の使用が可能となりますが、その場合、下記のハイリスク AI と同様の規制を受けます。

### (b) ハイリスク AI

#### ① ハイリスク AI の内容

ハイリスク AI に分類される AI システムは、以下のとおりです。

- 製品の安全性を構成するもの（重要なインフラ、製品、サービス等）
- 権利や自由に影響を与え、サービスへのアクセスを制限し、不当な差別に繋がる可能性があるもの（教育・職業訓練、雇用プロセス、遠隔生体認証、監視システム等）
- 司法手続の管理（刑事司法手続、裁判手続等）
- 入国管理（ビザ申請の審査等）

#### ② ハイリスク AI に対する規制

ハイリスク AI に該当する場合、リスク管理システム、データガバナンス、記録管理、サイバーセキュリティ等に関する一定の要件を満たす必要があります。

また、ハイリスク AI のプロバイダは、市場に AI を導入するにあたり、AI プロバイダ及び AI システムを担当当局に登録する義務を負います。この登録制度は、タイ国外に所在する AI プロバイダにも、当該 AI がタイ国内のエンドユーザーに提供される限りは域外適用されるため、タイ国内のエンドユーザーにサービスを提供する場合、AI プロバイダは、自己の代わりに登録を行うための代理人を選任する必要があります。

### (c) 限定的リスク AI

チャットボット、感情認識や生体認証分類を行うシステム、AI が生成したコンテンツ等、人と直接対話することが意図された AI システムは、限定的リスク AI に分類されます。限定的リスク AI を導入する場合には、AI プロバイダに、AI システムと接触していることを利用者に知らせる義務が課されます。

## **(2) AI 推進支援法案**

電子取引開発庁 (Electronic Transactions Development Agency) は、2023 年 7 月、タイにおける AI の普及と支援に関する法律案 (Draft Act on Promotion and Support

## MHM Asian Legal Insights

for Artificial Intelligence in Thailand : 「本法案」) 及びその下位規則について、パブリックヒアリングを実施しました。

本法案は、AI 規制のサンドボックス (関係当局の認定を受けて実証を行い、実証により得られた情報やデータを用いて規制の見直しに繋げる制度) を提供することにより、AI の発展を強化し、また、一定のルールの緩和や免除を行うことを企図しています。

本勅令案及び本法案は、パブリックヒアリングを経た後、担当当局によってさらに検討が進められています。タイ政府は、他国における AI 規制の整備状況を注視しており、今後、本勅令案及び本法案をどのように変化させていくのか、動向が注目されます。

タイ弁護士 パヌパン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-009-5152 (バンコク)

✉ [panupan.u@mhm-global.com](mailto:panupan.u@mhm-global.com)

弁護士 中ノ瀬 遥

☎ +66-2-009-5149 (バンコク)

✉ [haruka.nakanose@mhm-global.com](mailto:haruka.nakanose@mhm-global.com)

弁護士 西村 良

☎ +66-2-009-5169 (バンコク)

✉ [makoto.nishimura@mhm-global.com](mailto:makoto.nishimura@mhm-global.com)

### 3. マレーシア：ソーシャルメディア事業・インターネットメッセージサービス事業に対する新しいライセンスの導入

2024 年 7 月 27 日、マレーシア通信マルチメディア委員会 (「MCMC」) は、マレーシア国内において登録利用者が 800 万人以上のソーシャルメディア事業者及びインターネットメッセージサービス事業者に、アプリケーションサービス事業者 (「ASP」) としてのライセンス取得を求める旨の声明を発しました。MCMC は、マレーシア通信デジタル省管轄の規制機関であり、オンラインサービスの規制も MCMC の業務範囲に属しています。

この声明に沿って、2024 年 8 月 1 日、Communications and Multimedia (Licensing) Regulations 2000 及び Communications and Multimedia (Licensing) (Exemption) Order 2000 を改正する内容の Communications and Multimedia (Licensing) (Amendment) (No. 2) Regulations 2024 及び Communications and Multimedia (Licensing) (Exemption) (Amendment) Order 2024 が公布されました。これにより、マレーシア国内において登録利用者が 800 万人以上のソーシャルメディア事業者及びインターネットメッセージサービス事業者は、2025 年 1 月 1 日より、ASP ライセンスを取得しなければならないこととなりました。

#### (1) 対象となる事業

新たに ASP ライセンスの取得が求められる対象となる「ソーシャルメディア」は、

## MHM Asian Legal Insights

上記 Regulations のもとでは「2人以上のユーザに、コンテンツの作成、アップロード、共有、拡散、加工を可能にするインターネットアクセスサービスを利用したアプリケーションサービス」と定義されています。また、「インターネットメッセージサービス」は、「ユーザに、他のユーザとの、その形式を問わず、メッセージの通信を可能にするインターネットアクセスサービスを利用したアプリケーションサービス」と定義されています。

### (2) ASP ライセンスの申請について

一般的に、ASP ライセンスを取得するためには、①（原則として）現地法人である必要があります（ただし、外資出資比率に関する規制は設けられていません）、②2,500 リングット（約 84,000 円）の手数料を毎年支払う必要があります、③申請書その他定められた添付書類を提出する必要があります。ライセンスの有効期限は1年とされており、毎年更新が必要です。

ただし、今回新しく対象として追加されたソーシャルメディア事業者及びインターネットメッセージサービス事業者も、同じ手続で ASP ライセンスを取得することとなるのか、またこれら事業者についてのみ特別に求められる手続（添付書類の提出等）が今後追加される可能性があるのかについては、現時点では不透明となっています。

MCMC は、このような規制を導入する理由として、サイバー犯罪への対応の必要性や、有害コンテンツから児童を保護する必要性等を挙げています。しかし、こうした規制の導入が政府に対する批判的な表現の抑圧につながるのではないかと懸念する声もみられます。

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919（東京）  
✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

## 4. フィリピン：再生可能エネルギー事業に関する改正ガイドラインの公表

フィリピンエネルギー省（Department of Energy : 「DOE」）は、2024年6月4日付けの Department Circular 第 DC2024-06-0018 号（「本通達」）において、再生可能エネルギー契約の締結及び管理並びに再生可能エネルギー開発事業者の登録に関する改正包括的ガイドライン（Revised Omnibus Guidelines Governing the Award and Administration of Renewable Energy Contracts and the Registration of Renewable Energy Developers : 「本ガイドライン」）を公表しました。本ガイドラインは、再生可能エネルギー契約（「RE 契約」）の承認手続や RE 契約の管理、再生可能エネルギー開発事業者（「RE 事業者」）の登録等を定めるものであり、再生可能エネルギー分野への

## MHM Asian Legal Insights

関心の高まりや近時の動向を踏まえて旧ガイドライン（DOEによる2019年10月1日付けのDepartment Circular第DC2019-10-0013）を改正するものとなります。

本ガイドラインにおける主なアップデートとして、オンラインでの申請システム（Energy Virtual One-Stop Shop (EVOSS) System）の利用促進といった手続の効率化のための規定が整備されたことや、既存事業への追加投資のための規定が整備されたことが挙げられます。そして、再生可能エネルギー事業に関し、以下のような外資規制の撤廃が本ガイドラインに定められている点が特に注目されます。

フィリピン司法省（Department of Justice）は2022年9月に、フィリピン憲法上の外資規制は、太陽光、風力、水力、潮力等の再生可能エネルギーには適用されず、再生可能エネルギー事業を外資規制の対象とするかどうかは政策の問題である旨の意見を公表しています（当該意見については、本レター第143号（2022年10月号）参照）。本ガイドラインでは、同意見も踏まえ、地熱の利用及び自然の水源を直接利用する水力に関するものを除き、再生可能エネルギー事業に外資規制が適用されないことが明示されています。これにより、再生可能エネルギーを営む会社の資本の60%以上をフィリピン人が保有しなければならないという外資規制は適用されず、地熱や自然の水源を直接利用する水力を除く再生可能エネルギーに関する事業が外資100%での実施が可能となります。

再生可能エネルギーの分野はフィリピンでも強い関心を集めており、今後も引き続き関係当局の動向を注意深くフォローしていく必要があります。

（ご参考）

本レター第143号（2022年10月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065711/20221020-104028.pdf>

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651（名古屋）

☎ 03-6266-8595（東京）

✉ [mikio.sonoda@mhm-global.com](mailto:mikio.sonoda@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## 5. ミャンマー

### ①： 国家緊急事態宣言の再度の延長

2021年2月1日の国家緊急事態宣言（「本宣言」）の発出以降の経緯については、本レター第120号（2021年2月号外）以降の関係各号においてお伝えしたとおりです。

本レター第160号（2024年2月号）でもお伝えしたとおり、本宣言は、2008年憲法に明記された発出から原則最長2年という期間を超えて、2023年2月1日以降も延長

## MHM Asian Legal Insights

が繰り返されているものですが、国防治安評議会（National Defence and Security Council）は、2024年7月31日付けで開催された Meeting 第2/2024号において、本宣言をさらに6か月延長することを決定しました。今回で通算6回目の延長となります。なお、これに先立つ2024年7月22日には、体調不良により職務遂行が困難であることを理由に、大統領代行の地位にあったミン・スエ氏が退任し、国軍最高司令官であるミン・アウン・フライン氏が大統領代行を兼任することが公表されました。国軍最高司令官と大統領代行を兼任する同氏への権限集中が更に進行したことになります。

2021年の政変以降、ミャンマーの行政を掌握している国家行政委員会（State Administration Council）は、2025年に総選挙を実施することを明言しています。2008年憲法上、国家緊急事態宣言の終了から6か月以内に総選挙を実施すべき旨が明記されていることを踏まえ、今回が最後の延長となり、6か月後の2025年1月31日で国家緊急事態は終了となる、という見方がされているようです。ただ、今回の延長の理由も、従前と同様、国内情勢が正常化するに至っていないという判断に基づくものとされています。国軍と軍事勢力との紛争は断続的に継続しており、地域によっては激化しているとの情報もあります。こういった情報も踏まえ、2025年1月で本宣言が終了し、同年中に総選挙が実施されるのかどうかについてはまだ予断を許さない状況にあるといえそうです。

（ご参考）

本レター第120号（2021年号外）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047293/20210201-042135.pdf>

本レター第160号（2024年2月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069854/20240220-124928.pdf>

### ②： 国家委員会による追加手当支給額の引き上げ

最低賃金の決定に関する国家委員会（「国家委員会」）は、2024年8月9日付けの Notification 第1/2024号（「本 Notification」）において、労働者に対して支払うべき追加手当の金額を、従前の1,000 ミャンマーチャット（約45円）／日から、2,000 ミャンマーチャット（約90円）／日に引き上げることを公表しました。

最低賃金法上、労働者に支払われるべき最低賃金の具体的金額は、国家委員会において2年ごとに見直しを行うこととされています。2024年8月現在、国家委員会の定める最低賃金は、600 ミャンマーチャット（約27円）／時間、4,800 ミャンマーチャット（約217円）／日（8時間労働の場合）と定められた2018年5月以降、6年以上も見直しが行われていません。本 Notification の規定振りを踏まえ、今回公表された上記内容も、最低賃金額自体を変更するものではなく、労働者に対し、所定の追加手当を支払うことを雇用者に義務付けるものであると考えられます。

その背景は本 Notification 上明記されていませんが、著しい現地通貨の減価等を主た



## MHM Asian Legal Insights

る理由とする急激な物価上昇を受けて、労働者の生活に必要な収入を確保するための措置であることが推測されます。

弁護士 武川 文士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## 6. シンガポール：シンガポールにおける食料政策

都市国家であるシンガポールでは、食料生産のための土地として用途が指定されている土地は国土の約1%に過ぎず、またその食料自給率も10%未満であるため国内で消費される食料の大半を輸入に依存しているのが現状です。一方、コロナ禍において世界の物流が麻痺したことを受け、近年の世界各国における食料安全保障への意識が高まっており、特にシンガポールにおいても、2022年6月、重要な食料輸入先であるマレーシアが食用鶏肉の輸出を停止したこと等から、特に重要な課題として受けとめられ、食料自給率の上昇へ向けた様々な取り組みが行われています。このような取り組みは、しばしば食料自給率の低さが問題視される日本（2022年度はカロリーベースで38%）においても参考になると思われる点があるため、以下では、シンガポールにおける食料政策の一部について紹介します。

### (1) Singapore Food Agency

シンガポールでは、農水産物の生産・輸入（検疫を含む）・販売について、Singapore Food Agency（シンガポール食品庁：「SFA」）が所管しています。SFAは、2019年4月1日にAgri-Food and Veterinary Authority of Singaporeが解体され、Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore、the National Environment Agency及びthe Health Sciences Authorityが担っていた食品関連業務を集約する形で設立されました。

SFAは、シンガポールにおける安全な食品の供給を確保する役割を担っており、(i)輸入先の多様化、(ii)食料の自国内生産、及び(iii)シンガポール食品関連企業の海外への展開の3つの戦略の観点から、シンガポールにおける食料安全保障の強化を図っています。

SFAは、食料の生産及びその安全性に関連する法令として、現在、①1973年 Sale of Food Act、②1999年 Wholesome Meat and Fish Act、③Fisheries Act (Chapter 111)、④Feeding Stuffs Act (Chapter 105)、⑤Environmental Public Health Actの一部、及び⑥Infectious Diseases Actの一部を所管しています。

## MHM Asian Legal Insights

### (2) 30 by 30

SFA は、上記(1)記載の 3 つの大戦略のうちの 1 つである「食料の自国内生産」の具体的内容として、2019 年に、「2030 年までに栄養価ベースでの食料自給率を 30% にする」という 30 by 30 という目標を発表しました。

30 by 30 を実現するための具体的な方法として、①シンガポール北東部の Lim Chu Kang エリアにハイテク・アグリフードゾーンを建設する、②Agri-Cluster Transformation ファンドを通じて、アグリ・フード分野への支援（設備の更新や拡張への支援を含む。）を行い、生産性が高く、気候変動に対して強靱であり、また資源の効率的利用が可能な産業へ転換する、③持続可能な都市型農業や先進的な食料開発及びその安全性確保のための研究資金の支援を行う、④国民向けに国産食品のブランディングやプロモーションを行うことで国民の理解を深め、国内生産者による事業の継続が可能となるよう支援を行う、⑤高等教育機関と連携し、アグリ・フード分野に精通した人材を育成することで国民の雇用を確保する、といった戦略が掲げられています。

この戦略はシンガポールにおいて 2023 年 9 月 1 日から適用されているビザの審査枠組みである COMPASS 制度にも影響しており、アグリテック分野は人材が不足している職業であるとして、一定の条件を満たす者については審査において追加的なポイントが付与され得ることとされています。（詳細は本レター第 158 号（2023 年 12 月号）をご参照ください。）

### (3) シンガポールにおける食料生産の特徴

国土が小さく、さらに食料生産用途の土地が極めて限定されるシンガポールにおいては、必然的に豊富な国土を持つ国とは農業や水産業の在り方が大きく異なります。

例えば農業では、LED ライトや空調設備を利用して環境を整備した高層建築物内部において、水耕栽培等の装置を垂直方向に積み重ねた面で野菜や果物を生産する垂直農法や、ビルの屋上で農作物の栽培を行う屋上農園が実施されています。これらの農法では、狭い農地において可能な限り多くの収量を得られるよう、テクノロジーを用いて最適な育成環境を制御するといった工夫が見られ、また害虫が発生しない環境を確保することで農薬を利用せず環境と調和した農業の実現が図られています。

水産業においては、周囲を航行する船舶が多いために漁業を実施できる海域が限定されているという事情もあり、沿岸及び陸上での養殖事業への投資が進んでいます。とりわけ、制御された環境下における陸上養殖の実現のためには、魚の習性を踏まえ、閉鎖空間における養殖に適した品種の特定等の知見が必要であり、戦略的な研究開発投資が行われています。

現段階では、農業・水産業ともに、コロナ禍における事業停滞の影響や、コスト面・技術面での課題が残されていることから、目に見える食料自給率の向上には繋がって

## MHM Asian Legal Insights

いないものの、世界的な食糧不足を解決するための取組みの1つとして、今後の発展が期待されます。

### (4) 昆虫食の解禁

2024年7月8日、シンガポールにおいて昆虫食が解禁されました。今後シンガポールにおいては、コオロギ、バッタ、イナゴ、ミールワーム、蚕等16種類の昆虫について、今回SFAが新たに定めた規制枠組みのなかで製造又は輸入し、食用及び飼料用に供することが認められることとなります。

昆虫は、動物性たんぱく質や脂質を多く含む一方、飼育に必要な餌や水が少なく環境への負荷が小さいため、持続可能性を維持しつつ世界的な人口増加に伴う食糧不足に対応するための手段として期待されています。日本の一部においては昆虫食に対する忌避感も見られたものの、シンガポールにおいては異なる反応も見られるところであり<sup>1</sup>、今後シンガポールにおいてどの程度昆虫食が広まっていくかは興味深いところです。また日本発の企業も、国内での研究成果を、シンガポールをはじめとする東南アジア各国へ海外展開しており、今後の成長が期待されています。

国土面積が小さく、食料生産のための土地が乏しいシンガポールでは、その悪条件を乗り越えるため、政府が主導してテクノロジーを活用した先進的な農水産業の発展が企図されています。スマート農業と呼ばれるロボット、AI、IoT等先端技術を活用する農業を推進するわが国においても参考にすべき点があり、また革新的な技術を持つ日系企業がシンガポールにおける食料政策に寄与する余地が大いにあることから、今後も動向が注目されます。

(ご参考)

本レター第158号(2023年12月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069533/20231220-120023.pdf>

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 伶嗣  
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)  
✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

弁護士 富永 勇樹  
☎ +65-6593-9460 (シンガポール)  
✉ [s.yuki.tominaga@mhm-global.com](mailto:s.yuki.tominaga@mhm-global.com)

<sup>1</sup> 昆虫食新興企業が実施した学生向けワークショップにおけるアンケートでは、約80%の学生が昆虫食を試してみたいと回答したとのことです。

## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムー神々の島・バリ島ー

筆者は2024年4月末までシンガポールに駐在しており、駐在中に訪れたインドネシア・バリ島にすっかり魅せられてしまいました。そこで今月号のコラムでは読者の皆様へバリ島の魅力をお届けしたいと思います。

## 【地理・気候】

バリ島はインドネシアの首都ジャカルタがあるジャワ島の東側に位置する島であり、大きさは東京都の面積の約2.5倍で、島の北東部には現地信仰の対象でもあるアグン山（標高3,014メートル）が位置しています。

また、バリ島は赤道付近に位置しており熱帯気候であり、一年中、マリンスポーツを楽しむことができます。季節としては乾季（4月から9月頃）と雨季（10月から3月頃）の2つに区分されますが、雨季といっても一日中雨が降ることはなく、アクティビティ・観光を楽しむことができます（むしろ観光客がより多い乾季よりも雨季の方が訪れる季節としてはいいかもしれません）。

## 【宗教】

インドネシアといえばイスラム教の国というイメージがあるかもしれませんが、バリ島に限って言えば、住民の大半は（インドのヒンドゥー教に影響を受けた）バリ・ヒンドゥー教徒です。そのため、イスラム教の国を訪れる際に気にしなければならないラマダン（断食）期間やイスラム教由来の食事制限等は、気にする必要はありません。また、建築物や雑貨等のデザインは、ヒンドゥー教に基づくデザインのものが多く、個人的にはバリはインドの街並みと似ている雰囲気を感じることもあります（個人的にはこのヒンドゥー教を背景とする島全体ののんびりした雰囲気が大好きです）。

## 【ビーチ】

常夏の島なので、一年中ビーチに入ることができます。また、世界中から休暇をビーチで過ごしたい人がバリのビーチにやってくるので、そのような人たちをもてなすために、飲食施設（日本でいう海の家のようなもの）やパラソル・チェアのレンタル等が非常に充実しています。



チャンゲーのビーチ

## MHM Asian Legal Insights

さらに、インド洋の大きな波のうねりを受けるバリ島は、サーフィンのメッカでもあり、予約なしでサーフィンを体験することもできるほどサーフィン・スクール等が充実しています。サーフィンに適したビーチは季節によって変わる風によって決まるので、時期によって変わりますが、個人的なおすすめはチャンゲー（Canggu）です（クタ（Kuta）等の中心部から少し離れたエリアで、混雑しすぎておらず、ビーチの雰囲気は最高です）。

### 【山】

バリは、ビーチだけではなく、ウブド（Ubud）等の山間部もリゾートとして有名で、ビーチエリアとは違った雰囲気を楽しむことができます。バリの山間部では伝統的な棚田を見ることもでき、これもまた神秘的な景色となっています。

簡単ではありますが、バリ島の魅力をまとめてみました。次回の休暇の候補としてご検討されてみてはいかがでしょうか。

（弁護士 大林 尚人）

## MHM Asian Legal Insights

## セミナー情報

- セミナー 『グローバル（欧米・中国・東南アジア主要国・ブラジル・ロシア）データ保護規制への対応実務』

視聴期間 2024年7月15日（月）18:00～

講師 田中 浩之

主催 株式会社ファシオ
  
- セミナー 『「ビジネスと人権」重要トピック別連続ウェビナー2024（全9回シリーズ）：第3回「人権×エンタメ」』

視聴期間 2024年7月16日（火）～2024年11月29日（金）

講師 足立 悠馬、山下 泰周、若林 慶太郎

講義時間 30分程度

No.	テーマ（予定）
1.	人権×AI
2.	人権×環境～気候変動～
3.	人権×エンタメ
4.	人権×地政学リスク
5.	人権×移民労働者
6.	人権×環境～環境汚染～
7.	人権×消費者
8.	人権×環境～生物多様性～
9.	人権×スポーツ

## 【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応と予防～海外贈賄などの具体的なケーススタディも含めて～』

開催日 2024年8月23日（金）10:00～12:00

講師 御代田 有恒

主催 株式会社経営調査研究会

## MHM Asian Legal Insights

- セミナー 『海外子会社における不祥事の初動対応の実務ポイント』  
開催日 2024年9月4日（水）10:00～12:00  
講師 御代田 有恒  
主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『SRセミナー2024「組織のガバナンスと人身売買・強制労働・現代奴隷（HTFLMS）に関する国際規格 ISO37200 策定に向けて』  
開催日 2024年9月10日（火）16:00～18:00  
講師 塚田 智宏  
主催 社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク

### NEWS

- 法律業界向けの生成 AI に関する Harvey 社とのパートナーシップについて  
森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、法律業界向け生成 AI ソリューションのグローバル・プラットフォームとして業界をリードする Harvey 社と提携することになりましたので、お知らせいたします。

本提携により、MHM は、日本における Harvey 社のオープンエンド API の独占的使用権、同社の革新的な新製品である Vault（生成 AI で強化された大規模データセットのレビュー機能）へのアクセス権、その他の同社のプラットフォームへのアクセス権を有することとなります。MHM は、アジアに本拠を置く Harvey 社の初めてのパートナーとなります。

当事務所のマネージングパートナーである飯田 耕一郎 弁護士のコメント：「当事務所は、法律業界をリードする生成 AI プラットフォームを提供している Harvey 社と戦略的パートナーシップを締結することで、更に、当事務所の業務における最先端のテクノロジーの利活用を推進する所存です。国内外の拠点において AI の利活用を進めることにより、当事務所のリーガル・サービスを強化し、クライアントの皆様にも更なる付加価値を提供して参ります。Harvey 社との協業を通じて、AI の利活用の更なる可能性を追求することを楽しみにしております。」

Harvey 社の CEO である Winston Weinberg 氏のコメント：「MHM との提携は、当社にとって、日本及びアジアに進出する重要な一歩となります。このパートナーシップは、卓越性、革新性、顧客重視のサービスという共通の価値観の上に成り立っています。MHM の信頼に感謝するとともに、日本及びアジアにおいて AI を活用した優れたリーガル・ソリューションを提供するために協力できることを楽しみにしています。」

## MHM Asian Legal Insights

MHM は、Harvey 社とのパートナーシップを通じて、地域、業務、言語を問わず、文書レビュー、デューデリジェンス、調査業務等において、生成 AI の活用を更に推進し、クライアントの皆様に対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。